

松戸市男女共同参画推進協議会（第 11 次）の概要

1. 設置目的

松戸市男女共同参画プラン第 6 次実施計画（R 5～9 年度）は、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、そのために必要な施策を市全体として推進していくための計画です。松戸市男女共同推進協議会は、この松戸市男女共同参画プランの策定、推進、評価に関する事項について調査審議するために設置するものです。

2. 推進協議会の構成

条例上、公募市民・学識経験者・男女共同参画団体の代表から 10 人以内をもって組織することとされています。

これまで協議会は、公募市民 3 名・学識経験者 3 名・団体の代表 4 名の計 10 名の構成で運営してきました。

委員報酬は、1 人につき日額 8,500 円（税・交通費込み）となっています。

3. 任期

令和 5 年 10 月 11 日～令和 7 年 3 月 31 日

（条例上、「3 年を超えない範囲内」と規定されています。）

4. 推進協議会（第 11 次）の目的

男女共同参画推進協議会（第 11 次）は、松戸市男女共同参画プラン第 6 次実施計画（R 5～9 年度）のスタートに伴い、計画期間が終了した第 5 次実施計画の進捗状況の評価するとともに、第 6 次実施計画の点検・評価・見直しを行います。そして、社会経済環境の変化や国・県等の動向を踏まえた新たな観点から男女共同参画推進の諸課題を洗い出し、次期計画の策定につなげます。

5. スケジュール（年度内）

| | |
|-------------|----------------------------|
| 令和 5 年 10 月 | 委嘱状交付式・第 1 回会議（概要説明等） |
| 令和 6 年 1 月 | 松戸市男女共同参画推進会議との合同研修会 |
| 2 月 | 第 2 回会議（第 5 次実施計画の進捗評価・総括） |

6. 実施体制図

